

殿

税務署長

印

聴聞関係文書等閲覧許可（不許可）通知書

令和 年 月 日付で請求のあった の閲覧に、  
と お り す る 第1項  
については、下記の 許可 こととしましたので、行政手続法第18条 及び財務省  
理由により しない 第3項

第2項

第4条

第3項

聴聞手続規則 の規定により通知します。

第12条第2項

記

- 1 閲覧の日時 令和 年 月 日 ( ) 午 時 分
- 2 閲覧の場所 税務署
- 3 不許可の理由